

第4章 計画の基本方針

【第4章】 計画の基本方針

1 計画の基本理念

基本理念については、前計画の理念を踏襲し、都市環境の維持・保全、レクリエーション活動や都市防災の拠点、良好な都市景観の形成など、多様な役割を担っている本市の「緑」を将来にわたり望ましい姿で保全し、次代につないでいくとともに、なお一層の都市緑化の推進と緑化活動の裾野の拡大等を通じたなかで、市民がこのまちを愛し誇りとする都市づくりをめざすものです。

このため、計画の根幹となる基本理念については、本市における「緑」の現状と課題、複雑化・高度化している「緑」へのニーズなどを十分に踏まえつつ、定住人口の減少、少子・高齢化の進行、都心部の空洞化など、近年における本市の様々な都市問題についても総合的に把握したうえで、

- ・市民共有の財産である海・山などの良好な環境や歴史的風土を保全し、後世に継承していくこと
- ・「緑」の遺産と都市の機能とが融合した、うるおいのある良好な都市環境を創出すること
- ・市民、事業者、行政が、良好な都市環境の創出を共有の目標とすること

などを重視して設定することが重要になっています。

このような考えに基づいて、ここでは『函館市基本構想（2017～2026）』に掲げる「日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します」および『函館市都市計画マスタープラン（2011～2026）』に掲げる「美しくうるおいあふれるまちづくり」を踏まえ

水と緑に包まれたうるおいのあるまちの継承

を計画の基本理念と定めます。

2 緑の将来像

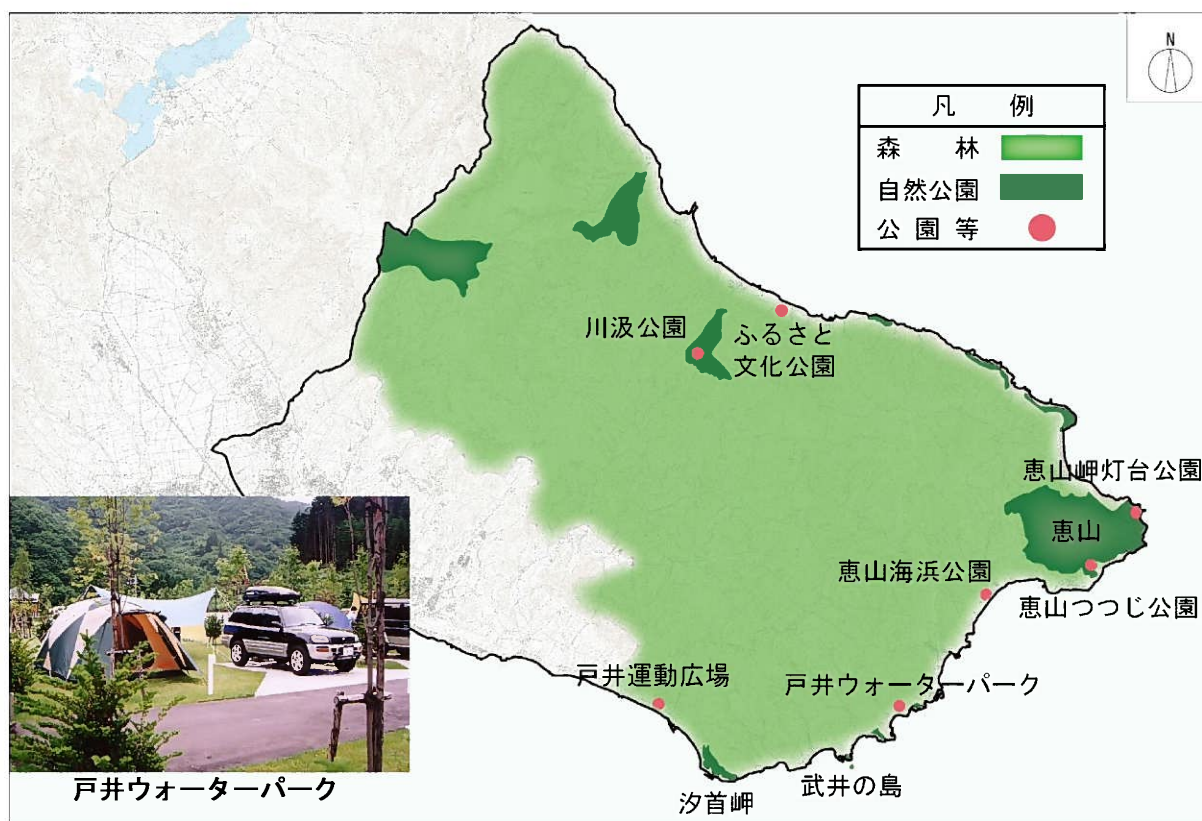
(1) 構成要素

緑の将来像の構成要素		
拠点的な緑	緑の拠点	・函館の拠点的な緑地(総合公園などの大規模な公園) 函館山, 函館公園, 千代台公園, 五稜郭公園, 見晴公園, 市民の森, 四季の杜公園など
	地区生活拠点	・中心的な商業地などの地区生活拠点の緑 (函館駅前・大門, 十字街, 五稜郭, 美原, 湯の川で構成)
	交流拠点	・広域的な観光・ビジネスなどの交流拠点の緑 (函館駅, 函館空港, 函館港で構成)
軸的な緑	緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ■緑の都市軸 (放射2号線) ・函館山から広域公園までの主要な拠点間を結び, 市民の生活環境や生物の生息・生育環境, 特徴的な景観形成の中心的な軸 ■緑の環状軸 (外環状線) ・緑の都市軸を補完し, 市街地を環状する軸 ■緑の交流軸 (中環状線, 放射2号線, 放射3号線など) ・交流拠点間を結ぶ軸 ■緑の緩衝帯 (新外環状線) ・都市環境と自然環境を区分するグリーンベルト
	緑豊かな道	・点在する公園やオープンスペースなどの緑を結ぶ軸 (幹線道路の街路樹で構成)
	緑の河川軸	・山麓緑地の自然環境と海を結び市街地を貫流する水と緑の軸 (市街地を流れる河川緑地で構成)
	緑の水際帯	・海と接する緑の軸 (函館港を望むウォーターフロント, 津軽海峡を望む函館海岸で構成)
面的な緑	歴史的市街地ゾーン	・元町などの歴史的地区 (歴史的環境と一体となった個性ある緑の整備を図る地区)
	既成商業ゾーン	・大火の復興事業により形成された旧来の市街地を含む既成商業ゾーン (広路などの植樹帯や既存公園緑地などを活かすとともに, 再開発などにより新たな公園緑地や街路の整備を図る市街地)
	住商複合市街地ゾーン	・既成商業ゾーンの外側に位置し, 旧来の住宅と商業施設が混在する市街地 (既存の公園緑地を活かしながら, 積極的な民有緑化を図っていく市街地)
	緑豊かな住宅系新市街地ゾーン	・様々な公園やオープンスペースを有し, うるおいとやすらぎに満ちた新住宅市街地 (土地区画整理事業や開発行為により計画的に整備された新市街地など, 現況風致の維持向上をめざす市街地)
	丘陵の農地ゾーン	・市街地を囲み, 丘陵農地と集落が一体となり自然環境と調和したゾーン (市街地外周部の丘陵農地, 農村集落地で構成, 季節感あふれる田園風景づくりをめざすゾーン)
	山麓緑地	・市域の北東部から東央部に広く分布する自然環境にすぐれた森林緑地 (市域北東部から東央部の山麓森林地で構成。快適な都市環境の維持と生態系の保全をめざすゾーン)

3 郊外に広がる緑の基本的な方向性

本市の都市計画区域外縁に広がる後背樹林地や旧4町村の区域は、主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成されています。これら郊外に広がる緑については、以下に方針を示します。

区 域	方 針
森林区域	森林区域については、水源のかん養や土砂流出の防止などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。
自然公園区域	自然公園区域には、恵山道立自然公園に指定されている恵山や汐首岬、武井の島などがあり、これらの優れた自然環境や景観に優れた場所の保護や観光資源としての魅力の確保に努めます。
公園等区域	公園施設が配置されている戸井ウォーターパーク、恵山つつじ公園、ふるさと文化公園など、既に整備が完了している公園については、適切な維持管理に努めます。



郊外の緑の配置



恵 山



ふるさと文化公園



恵山岬灯台公園

4 計画の目標

今回の改定では、まちづくりの基本方針が既存ストックを活用した集約型都市構造への大きな転換を目指すなか、これまでの「緑を次代に引き継ぐ」という目標に加え、整備等により拡大した「都市公園面積を確保」し、適切に維持管理すること、また、なお一層の緑化活動の裾野の拡大を図るため、フラワーマスターやボランティアなどの「緑化活動の人材育成」を行っていくことで、基本理念の実現に向けた各種施策に取り組むものとします。

目標1 緑を次代に引き継ぐ

緑被率については、前計画における目標値を達成していますが、今後も、確保した「緑」を減らさず、次代の函館市民へと引き継いでいけるように、都市公園など公共の緑はもちろん、商店街や住宅地など私有地の緑についても、市民、事業者、行政が協働して、保全や緑化の推進に向けた取り組みを展開していくものとします。

目標2 都市公園面積の確保

都市公園については、現在、面積が一定量確保されていることや、今後の人口減少を考えると、一人当たりの都市公園面積が増加していくことが想定されますが、今まで先人が営々として築き上げ、良好な環境を提供してきた都市の緑の代表である都市公園は、緑豊かなまちを実感できる指標となっていることから、現在の面積を守っていくものとします。

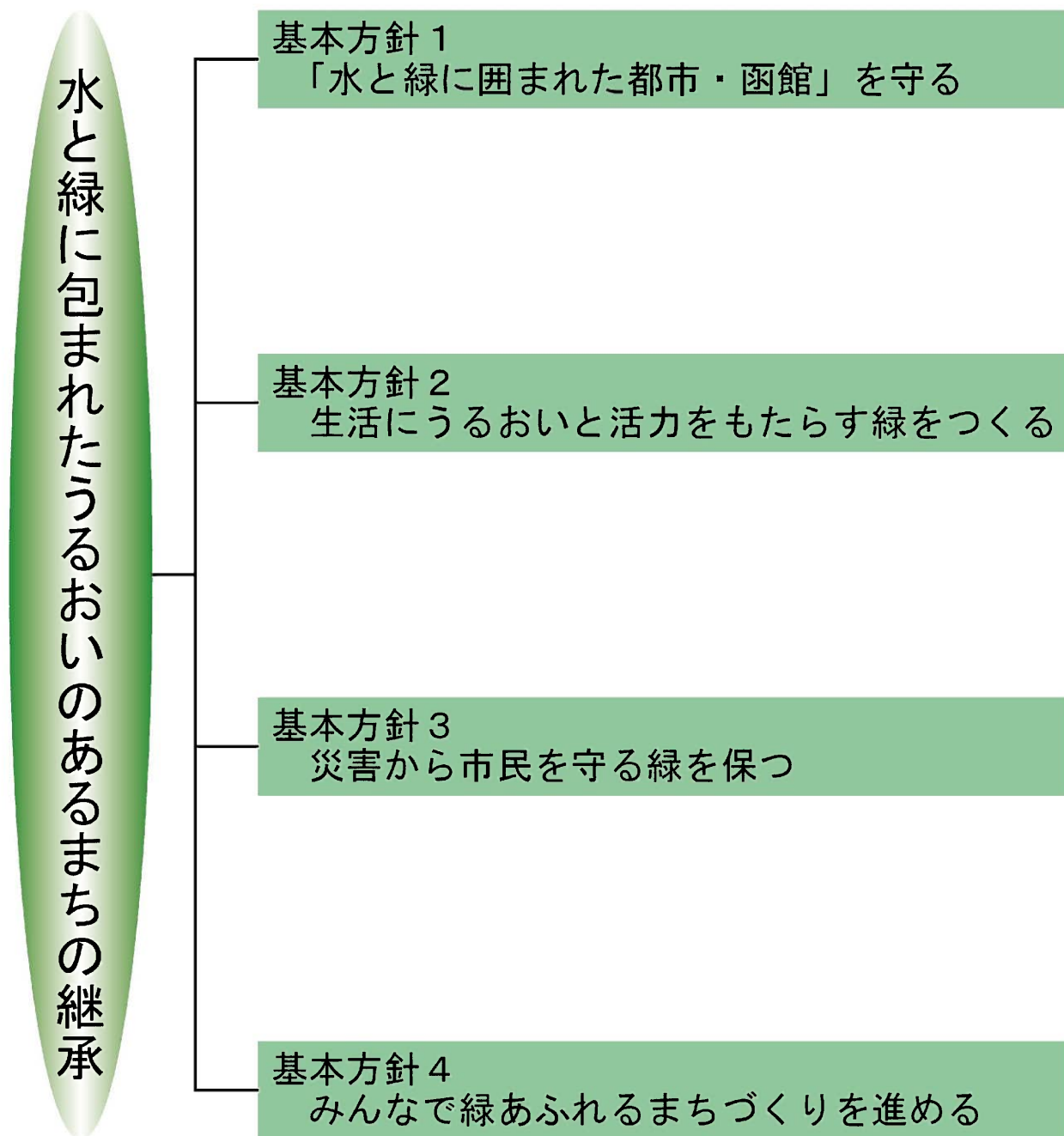
目標3 緑化活動の人材育成

現在、主要な公園や道路では、ボランティア等を活用した植栽などの美化活動や公園内のガイドが行われていますが、参加者の高齢化などを理由に活動が縮小している状況にあります。

今後は、市民や活動団体、事業者などが、より気軽に関わっていけるような仕組みや、活動できる人材を育成するなど、緑の創出等に取り組む活動を継続・充実していくものとします。

5 計画の基本方針

緑の現状と課題および計画の基本理念を踏まえ、本市の緑の将来像を実現していくための基本方針を次のとおり設定します。



基本方針1 「水と緑に囲まれた都市・函館を守る」

函館山から見下ろす市街地は、函館港と津軽海峡に挟まれて扇状に広がり、眼下には函館山の緑、対面の丘陵・山岳地には良好な樹林が形成されており、各所に坂道や広路が緑の軸線として、連続している状況が一望できます。まさしく本市は、海の緑と山の緑に囲まれたまちといえます。

これらの緑は、良好な都市環境を支えるものとして機能しているほか、野生生物の生息環境や移動経路として、さらには、地球環境の保全という面からも重要な役割を果たしています。

また、日本初の国際貿易港として、海外に門戸を開いた函館には、独特の異国情緒を醸成する歴史的建造物に付随する緑のオープンスペースがあり、本市の「魅力」と「品格」を構成する貴重な財産となっています。

これら良好な緑は、先人が大地を耕し、種を植え、水をまき、陽をあて育て上げてきた社会資本であり、その結果として現在、市民一人ひとりが、緑に囲まれた都市・函館を享受しています。

こうした良好な緑を保全し、将来にわたり健全な姿で継承していくことは、人と自然との共生が求められている今日、現代社会に生きる我々の責務であることから、今後ともこの適正な保全に努めていくものとします。



函館山山頂からの眺望



トラピスチヌ修道院

基本方針2 「生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる」

緑は、生活にうるおいと活力をもたらすものとして、市民の快適な生活には欠かせない要素であり、都市化の進展などによってもたらされたストレスの多い現代社会にあっては、時に人間性回復の「癒やし」の場としても、重要な役割を果たすものとなります。

また、平均寿命の伸長と出生率の低下により、高齢化社会が確実に進行している今日、戸外で多くの緑と接する機会を創出することは、市民の健康増進のみならず、希薄化しつつある地域コミュニティの回復を図るうえからも、特に重要となっています。

このため、日常生活において目にする機会の多い公園などの「身近な緑」について、現況量を維持していくほか、市民の緑に関するニーズが多様化し、高度化しているなかで、緑が市民一人ひとりにとってより一層親しみやすい空間となり、各々のライフスタイルに応じて健やかな心と体を育むことができるよう、質的な充実にも取り組んでいくものとします。



見晴公園 中央広場

基本方針3 「災害から市民を守る緑を保つ」

本市は、古くから数次におよぶ大火を経験してきた都市です。

この大火を契機として、市街地内には、都市計画の手法により全国的にも早い時期に、地区を防火ブロックで仕切る坂道や広路が設けられており、今日これらは本市の緑の景観を特徴づける貴重な財産となっています。また、公園などの緑のオープンスペースについては、災害時においては避難地や、復旧拠点として機能するなど、地域防災に重要な施設として位置づけられているほか、傾斜地の樹林については、土砂災害等の防止に大きな役割を果たしています。

このように、市民の財産を保全し安全を確保していくうえでは、緑の担うべき役割は大きいことから、今後とも、防災面に配慮した都市づくりという視点から、緑の保全に努めていくものとします。



東雲広路の緑樹帯

基本方針4 「みんなで緑あふれるまちづくりを進める」

緑豊かな都市環境は、先人が営々として築き上げてきた結果として、また市民一人ひとりの様々な取り組みが積み重ねられた結果として生み出されたものです。

こうした社会資本であり、市民共有の財産である都市の緑については、行政のみならず、等しく良好な都市環境を享受している市民、事業者が力をあわせて、守り育てる必要があります。

今後は、市民の緑づくりへの参加意欲を積極的に取り込むため、緑化活動への支援や住民参加のプログラムづくり、さらには緑化思想の啓発などを視野に入れたシステムを構築し、公共空間のみならず、各戸の庭先から商店街・工場に至るまで、緑あふれるまちづくりを「協働」して推進していくものとします。



ボランティアサポートプログラム



花のパートナー事業